

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

訓令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

規則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三十三号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の四を削る。

第六条第一項第二十二号中口を八とし、イの次に次のように加える。

口 第二十一条の十の四の規定による要支援児童等の市町村長への通知

第六条第一項第二十八号を次のように改める。

二十八 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の施行に関する次のこと。

イ 第三十条の十三の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出の受理(第三十条の十四で規定する

事故の届出がなされた後に届出されたものを除く。)

口 第三十条の十五第一項の規定による所有する覚せい剤原料の品名等の報告の受理(薬局に係

るものに限る。)

八 第三十条の十五第二項の規定による覚せい剤原料の譲渡の報告の受理(薬局が管内の他の第

三十条の七第一号から第七号までに規定する者に譲り渡した場合に係るものに限る。)

二 第三十一条の規定による報告の徴収

ホ 第三十二条第一項及び第二項の規定による立入検査、収去及び質問

ヘ 覚せい剤取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十号)第十五条第二項の規定による覚

せい剤原料の廃棄の報告の受理

第六条第二項第七号中「へまで及びチ」を「チまで」に改め、「除き、トにあつては知事が締結す

る公書の防止に関する協定においてその対象とされた工場又は事業場に係るもの及び揮発性有機化

物排出施設に係るものを」を削り、同号口中「第九条」の下に、「第十七条の七」を加え、同号八中

「第十条第二項」の下に、「第十七条の十二第一項及び」を加え、同号二中「第十四条」の下に、「

第十七条の十」を加え、同項第八号中「ホ及びヘ」を「及びホからチまで」に改め、同号ホ中「第

十三条第一項」の下に、「及び第十三条の二第一項」を加え、同号中へをチとし、ホの次に次のように

加える。

ヘ 第十四条の二第一項及び第二項の規定による届出の受理

ト 第十四条の二第三項の規定による応急措置命令

第八条第一号中タをノとし、ワからヨまでをムから平までとし、ヲをヨとし、ヨの次に次のように

加える。

タ 第三十三条の六第一項の規定による義務教育終了児童等の援助等

レ 第三十三条の六第二項の規定による義務教育終了児童等で児童自立生活援助の実施を希望す

るものの申込書の受理

ソ 第三十三条の六第三項の規定による連絡及び調整

ツ 第三十三条の六第四項の規定による児童に対する児童自立生活援助の実施の申込みの勧奨

ネ 第三十三条の六第五項の規定による情報の提供

ナ 第三十四条の十四の規定による養育里親名簿の作成

ラ 第三十四条の十五第二項の規定による養育里親名簿からの抹消

第八条第一号中ルをカとし、ハからヌまでをへからワまでとし、ロをニとし、ニの次に次のように

加える。

ホ 第二十五条の七第一項第三号及び第二項第四号並びに第二十五条の八第四号の規定による報

告の受理

ハ 第十一条第一項第二号への規定による相談、情報の提供、助言、研修その他の援助

第八条第一号にイとして次のように加える。

イ 第十一条第一項第一号の規定による市町村職員の研修（児童相談所の所掌事務に係るものに限る。）

第十条第一項第十二号中（二以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設ける場合に係るものを除く。）を削り、同号イ中「小売業に限る」を「卸売業者又は二以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設ける小売業者を除く」に改める。

第十条の二中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 工事に關する次のこと。

イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件二千万円未満の工事の施行（工事の検査を除く。）ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更（当該変更に係る額が百万円を超えるものに限る。）については、事前に知事の承認を受けなければならない。

ロ 令達予算に基づく請負代金額一件五百万円未満の工事の中間検査及び完成検査

ハ 工事（建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。）の出来高検査

ニ 建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

第十二条第二項第一号口中「通校手当」を「通所手当」に改め、同号ハ中「校外実技手当」を「施設外実技手当」に改める。

第十六条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 木材等試験手数料条例（平成二十一年宮城県条例第三十三号）第四条の規定による手数料の免除

第二十三条を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中、「医療健康局長」を削り、同条第九項中「別表第四に掲げる事務を」の下に、「県税事務所の地域事務所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第五に掲げる事務を」を加え、「別表第五」を「別表第六」に、「別表第六」を「別表第七」に、「別表第七」を「別表第八」に、「別表第八」を「別表第九」に改め、「水産技術総合センターの場長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第九に掲げる事務を」を削り、「別表第十に掲げる事務を」の下に、「水産技術総合センターの場長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第十一に掲げる事務を」を加え、同条第十項中、「副学長」及び「副局長」を削る。

第五条第一項の表部長の項中

医療健康局長	建設交通局長
都市住宅局長	都市住宅局長

に改め、同表医療健康局長、建設交通局長又は都市住宅局長の項中「医療健康局長」を削り、同表

所長の項中

副学長（高等看護学校にあつては、総括担当を命ぜられた副校長に限る。） （複数の副校長を置く 地方機関にあつては、当該事務を担当する副校長、他の副校長（知事が担当する事務を指定する副校長を除く。）の順）	局長	副局長
副学長（総務企画担当を命ぜられた副学長に限る。）	局長	副局長

副校長（高等看護学校にあつては、総括担当を命ぜられた副校長に限る。） （複数の副校長を置く 地方機関にあつては、当該事務を担当する副校長、他の副校長（知事が担当する事務を指定する副校長を除く。）の順）	庶務を担当する部長、庶務を担当する班の班長を命ぜられた職にある者又は事務長
--	---------------------------------------

地方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長若しくは場長の項を次のように改める。

に改め、同表

<p>地方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長若しくは場長</p>	<p>地方機関の部若しくは局長又は出先機関に置かれる次長(総括担当)の複数を置く部又は同にあつては、当該事務を担当する次長(総括担当)の他の次長(総括担当)の順)</p>
<p>副支所長</p>	

別表第一各部長の専決事項の項第一号中又を削り、ルを又とし、ヲをルとし、ワをヲとし、同項第二号中、「及び宮城大学長」を削り、同項第三十一号を第三十二号とし、同項第三十号中、「による表彰」の下に、「(各課長の専決に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第三十一号とし、同項第十九号を第三十号とし、第十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号イ及びロ中「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に改め、同号二中、「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に、「第十条」を「第八条」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行に関する次のこと。

イ 業務方法書の認可(第二十二条)

ロ 評価委員会への意見聴取(第二十二条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十四条)

ハ 財務諸表の承認(第三十四条)

ニ 残余金又は積立金に係る処理の承認(第四十条)

ホ 短期借入金に係る認可(第四十一条)

ヘ 違法行為等の是正命令(第八十九条)

別表第一各主管課長の専決事項の項第二号中(人事課長にあつては宮城大学長の専決に係るものを除く。))を削り、同項第三号中「限り、人事課長にあつては宮城大学長の専決に係るものを除く。」を「限る」に改め、同表各課長の専決事項の項第四十号を第四十三号とし、第三十四号から第三十九号までを三号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六 表彰規則第九条の規定による表彰(定例的に後援を行う各種行事に係る表彰に限る。)

別表第一各課長の専決事項の項第三十二号を第三十四号とし、第十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「経済商工観光総務課長」を「人事課長、経済商工観光総務課長」に改め、「にあつては」の下に「非常勤職員等の報酬、臨時職員等の賃金及び」を、「支出命令」の下に「人事課」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第十七号中「経済商工観光部」を「総務

部、経済商工観光部」に改め、「にあつては」の下に「非常勤職員等の報酬、臨時職員等の賃金及び」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十一号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号イ中「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に改め、同号八中「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に、「第十条」を「第八条」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第十二号とする。

二 県統計調査に係る調査票情報の二次利用の承認(第九条)

別表第一各課長の専決事項の項第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 県の発行する印刷物の販売に関する規則(平成十年宮城県規則第二十二号)第二条の規定による印刷物の販売の決定等

九 地方独立行政法人法の施行に関する次のこと。

イ 会計監査人の選任(第三十六条)

ロ 会計監査人の解任(第三十九条)

別表第一各課長補佐(総括担当)の専決事項の項第四号中「経済商工観光部」を「総務部、経済商工観光部」に改め、同項第五号中「経済商工観光総務課」を「人事課、経済商工観光総務課」に改め、同表人事課長の専決事項の項第九号中(宮城大学長の専決に係るものを除く。))を削り、同項第十号中「及び宮城大学長」を削り、同表総務部長の行政管理室に係る専決事項の項第二号中「県立大学教員等」を「研究職員」に、「大学教授等が」を「研究職員が」に改め、同表県政情報公開室長の専決事項の項中(平成十年宮城県規則第二十二号)を削り、同項イを次のように改める。

イ 販売場所の指定、印刷物の名称等の公表及び販売(第三条)

別表第一県政情報公開室長の専決事項の項ロ及びハを削り、同項二中「第八条」を「第六条」に改め、同項二を同項ロとし、同表総務部長の県立大学室に係る専決事項の項及び県立大学室長の専決事項の項を削り、同表総務部長の広報課に係る専決事項の項各号を削り、同表総務部長の税務課に係る専決事項の項第一号中「第八十条の四第一項」を「第九十七条第一項」に改め、同表税務課長の専決事項の項第一号へを削り、同号ト中「第六百九十九条の三十二」を「第四百三十三」に改め、同号トを同号へとし、同号子中「第七百条の四十九」を「第四百四十四条の六十」に改め、同号子同号トとし、同項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)附則第六条の規定による特別消費税交付金の交付の決定

四 地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十二条の規定による地方人特別税の国への払込み

別表第一総務部長の市町村課に係る専決事項の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を

第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の施行に関する次のこと。

- イ 市町村の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の概要の公表（第三条、第二十一条）
- ロ 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表（第五条、第二十四条）
- ハ 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の実施状況の概要の公表（第六条、第二十四条）

二 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の実施状況を踏まえた勧告並びにその内容の公表（第七条、第二十四条）

ホ 市町村の財政再生計画の策定及び変更の報告に係る総務大臣への副申（第九条）

ヘ 市町村の財政再生計画の協議に係る総務大臣への副申（第十条）

ト 市町村の財政再生計画の実施状況の報告に係る総務大臣への副申（第十八条）

チ 市町村の財政の早期健全化及び公営企業の経営の健全化の完了報告の概要の公表（第二十七条）

リ 市町村の財政の再生の完了報告に係る総務大臣への副申（第二十七条）

又 市町村の財政再生計画の軽微な変更に係る同意（地方公共団体の財政の健全化に関する法律

施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十二条）

別表第一総務部長の市町村課に係る専決事項の項第九号を削り、同表市町村課長の専決事項の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表企画部長の統計課に係る専決事項の項中「県指定統計調査」を「県基幹統計調査」に改め、同表統計課長の専決事項の項第一号中「統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）第八条」を「統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第四条」に改め、同表環境生活部長の環境政策課に係る専決事項の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同表環境政策課長の専決事項の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同表環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十二号中「公害防止条例」の下に「昭和四十六年宮城県条例第十二号」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 特別地域の指定及び公害防止の基本計画の策定（第九条）

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十二号中二をホとし、八の次に次のように加える。

二 計画変更命令等（第五十五条）

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項に次の二号を加える。

十四 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第二種事業の届出に係る意見等の具申（第四条）

ロ 方法書についての意見具申（第十条）

ハ 準備書についての意見具申（第二十条）

十五 環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）の施行に関する次のこと。

イ 技術指針の制定又は改定及びその公表（第四条）

ロ 環境影響評価技術審査会の意見の聴取（第四条、第十条、第二十条、第二十七条、第三十二条、第四十五条、第五十五条）

ハ 方法書についての意見具申（第十条、第二十七条）

二 公聴会の開催、公告、公述人の選定及び議長の名（第十九条、第五十五条、環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号）第二十六条、第二十八条、第二十九条）

ホ 準備書についての意見具申（第二十条、第三十二条）

ヘ 免許等を行う者に対する配慮の要請（第二十四条、第三十六条）

ト 環境影響評価その他の手続の再実施の要請（第四十条）

チ 措置の要請及びその結果の報告の徴収（第四十五条）

リ 勧告、勧告に従わない旨の公表及び公表に当たつての弁明の機会の付与（第四十六条）

又 国等との協議（第五十八条）

ル 隣接する県の知事との協議（第五十九条）

ヲ 第六十条第一項の市町村の長との協議（第五十九条、第六十条、附則第三項）

別表第一環境対策課長の専決事項の項に次の二号を加える。

十一 環境影響評価法の施行に関する次のこと。

イ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長の方法書についての意見の聴取及びその期間の指定（第十条）

ロ 説明会の開催を予定する日時及び場所についての意見具申（第十七条）

ハ 準備書についての関係市町村長の意見の聴取及びその期間の指定（第二十条）

二 意見の提出期間の決定（環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）第七条、第八号）

十二 環境影響評価条例の施行に関する次のこと。

イ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長の方法書についての意見の聴取及びその期間の指定（第十条、第二十七条）

ロ 事業者の関係地域を判断するに当たつての協議（第十四条、第三十一条）

イ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長の方法書についての意見の聴取及びその期間の指定（第十条、第二十七条）

ロ 事業者の関係地域を判断するに当たつての協議（第十四条、第三十一条）

イ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長の方法書についての意見の聴取及びその期間の指定（第十条、第二十七条）

ロ 事業者の関係地域を判断するに当たつての協議（第十四条、第三十一条）

八 説明会の開催を予定する日時及び場所についての意見具申（第十六条）
 二 準備書についての関係市町村長の意見の聴取及びその期間の指定（第二十條、第三十二條）
 水 工事の着手後の報告の徴収、立入検査及び調査（第四十五條）
 へ 送付部数の変更の指示（環境影響評価条例施行規則（以下この号において「規則」という。）
 第六條、第十六條、第三十七條、第四十二條、第四十七條、第五十一條、第六十三條）
 ト 意見の提出期間の決定（規則第十三條、第三十四條、第四十四條、第四十八條）
 チ 公述時間の決定（規則第二十八條）
 リ 代理人による発言の承認（規則第三十一條）

別表第一環境生活部長の生活・文化課に係る専決事項の項中「生活・文化課」を「消費生活・文化課」に改め、同項第六号イ中「第七條」の下に「、第十四條、第二十二條」を加え、同号ロ中「訪問販売」の下に「、通信販売及び電話勧誘販売」を、「第八條」の下に「、第十五條、第二十三條」を加え、同項第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同表生活・文化課長の専決事項の項中「生活・文化課長」を「消費生活・文化課長」に改め、同項第一号イ中「第四十三條」を「第四十條」に改め、同項第五号中「特定製品」の下に「及び特定保守製品」を加え、同項第八号を次のように改める。

- 八 消費生活条例の施行に関する次のこと。
 - イ 危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等の調査及び危害を及ぼすものでないこととの立証の要求（第九條）
 - ロ 不適正な取引行為の疑いがある取引の実態等に関する調査（第十五條）
 - ハ 消費者苦情の申出の受理、調査及び処理並びに事業者に対する意見の聴取等（第二十一條）
 - ニ 報告の徴収及び立入調査等（第四十二條）
- 別表第一環境生活部長の生活・文化課に係る専決事項の項及び生活・文化課長の専決事項の項の次に次のように加える。

<p>共同参画社会推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定非営利活動法人（以下この号において「法人」という。）の設立の認証、解散の認定及び合併の認証（第十二條、第三十一條、第三十四條） ロ 法人の仮理事及び特別代理人の選任（第十七條の三、第十七條の四） ハ 法人の定款の変更の認証（第二十五條） 	<p>共同参画社会推進課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九條の二十三第一項第八号に規定する証明書の交付 二 民間非営利活動拠点施設条例の施行に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 開館時間の変更の承認（第六條） ロ 休館日の変更等の承認（第七條） 三 青少年健全育成条例の施行に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 基本計画の公表（第十一條）
--	--

二 法人の残余財産の譲渡の認証（第三十二條）
 一 法人の法令等の違反に対する改善命令（第四十二條）
 へ 法人の設立の認証の取消し（第四十三條）
 二 民間非営利活動拠点施設条例（平成二十二年宮城県条例第三百三十八号）の施行に関する次のこと。

- イ 利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認（第十六條）
- ロ 宮城県民間非営利活動拠点施設指定管理者選定委員会への諮問（第十八條）
- 三 宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例（平成十三年宮城県条例第三十二号）第十四條の規定による重点推進地区の指定並びにその変更及び廃止
- 四 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）の施行に関する次のこと。
 - イ 宮城県青少年問題協議会からの意見聴取（第十一條）
 - ロ 宮城県社会福祉審議会への諮問（第三十六條）

ロ 有害興行の指定及びその取消し（第十七條）
 八 有害図書類の指定及びその取消し並びに区分陳列又は表示の命令（第十八條）
 二 有害特定がん具等の指定及びその取消し（第十九條）
 水 広告物の内容の変更又は撤去の命令（第二十條）
 へ 図書類自動販売機等又は特定がん具等自動販売機等の設置等の届出の受理（第二十二條、第二十六條）
 ト 図書類自動販売機等又は特定がん具等自動販売機等の届出済証の交付（第二十三條、第二十六條）
 チ 立入調査等及び立入調査等を行う職員
 の指定（第三十八條）

別表第一環境生活部長のNPO活動促進室に係る専決事項の項及びNPO活動促進室長の専決事項の項並びに同表環境生活部長の青少年課に係る専決事項の項及び青少年課長の専決事項の項を削り、同表疾病・感染症対策室長の専決事項の項第七号中八を二とし、ロを八とし、イの次に次のように加える。

ロ 有効期間を一年以上とすることの承認（第四條）
 別表第一保健福祉部長の子ども家庭課に係る専決事項の項第一号中「、児童厚生施設」を削り、同項第五号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同表子ども家庭課長の専決事項の項第一号中「、児童厚生施設」を削り、同表保健福祉部長の子育て支援室に係る専決事項の項第一号水「保育所」の下に「及び児童厚生施設」を加え、同項に次の一号を加える。

三 児童福祉施設最低基準第三十八條の規定による児童厚生員の資格の認定
 別表第一子育て支援室長の専決事項の項第一号へ中「保育所」の下に「及び児童厚生施設」を加え、同表障害福祉課長の専決事項の項に次の一号を加える。

- 十四 視覚障害者情報センター条例(平成二十年宮城県条例第四十七号)の施行に関する次のこと。
 - イ 開館時間の変更の承認(第六条)
 - ロ 休館日の変更等の承認(第七条)

別表第一経済商工観光部長の産業人材・雇用対策課に係る専決事項の項中「産業人材・雇用対策課」を「産業人材対策課」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、同表産業人材・雇用対策課長の専決事項の項中「産業人材・雇用対策課長」を「産業人材対策課長」に改め、同項中第一号及び第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第二号とし、同項第七号口中「通校手当」を「通所手当」に改め、同号八中「校外実技手当」を「施設外実技手当」に改め、同号を同項第三号とし、同表経済商工観光部長の産業人材・雇用対策課に係る専決事項の項及び産業人材・雇用対策課長の専決事項の項の次に次のように加える。

雇用対策課

- 一 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十八条の規定による公益に著しい障害を及ぼす労働争議の調停の請求
- 二 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十八条の規定による労働協約の拡張適用の決定
- 三 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の施行に関する次のこと。
 - イ 障害者雇用支援センターの指定(第二十七号)
 - ロ 障害者雇用支援センターの業務に係る監督命令(第三十一条)
 - ハ 障害者雇用支援センターの指定の取消し(第三十二条)
 - ニ 障害者就業・生活支援センターの指定(第三十三条)
 - ホ 障害者就業・生活支援センターの業務に係る監督命令及び指定の取消し(第三十五号)

雇用対策課長

- 一 労働情勢の調査
- 二 労働関係調整法第三十七条の規定による公益事業の争議行為の通知の公表
- 三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 改善計画の認定(第四条)
 - ロ 改善計画の変更の認定(第五条)
 - ハ 改善事業の実施に係る指導及び助言(第十五号)
 - ニ 報告の徴収(第十七号)
- 四 介護労働者の雇う管理の改善等に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 改善計画の認定(第八条)
 - ロ 改善計画の変更の認定(第九条)
 - ハ 改善措置の実施に係る指導及び助言(第十一条)
 - ニ 報告の徴収(第十二号)

- 画の認定の取消し
- 五 介護労働者の雇う管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第九条第二項の規定による改善計画の認定の取消し

別表第一畜産課長の専決事項の項第十号水中「獣医療法施行規則(平成四年農林水産省令第四十四号)第二十三号」を「獣医療法施行令(平成四年政令第二百七十四号)第一条」に改め、同表各所長の専決事項の項中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 県の発行する印刷物の販売に関する規則第二条の規定による印刷物の販売の決定等

別表第一仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長の専決事項の項に次の一号を加える。

八 障害者自立支援法の施行に関する次のこと(育成医療に係るものに限る。)

- イ 支給の認定(第五十四号)
 - ロ 自立支援医療機関の決定(第五十四号)
 - ハ 医療受給者証の交付(第五十四号)
 - ニ 支給認定の変更の認定(第五十六号)
 - ホ 支給認定の取消し(第五十七号)
 - ヘ 申請内容変更の届出の受理(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下この号において「政令」という。)(第三十二条)において「政令」という。)(第三十二条)
 - ト 医療受給者証の再交付(政令第三十三号)
- 別表第一栗原保健所長及び登米保健所長の専決事項の項に次の一号を加える。
- 五 障害者自立支援法の施行に関する次のこと(育成医療に係るものに限る。)
 - イ 支給の認定(第五十四号)
 - ロ 自立支援医療機関の決定(第五十四号)
 - ハ 医療受給者証の交付(第五十四号)
 - ニ 支給認定の変更の認定(第五十六号)
 - ホ 支給認定の取消し(第五十七号)
- ヘ 申請内容変更の届出の受理(障害者自立支援法施行令(以下この号において「政令」という。)(第三十二条))
- ト 医療受給者証の再交付(政令第三十三号)
- 別表第一地方振興事務所長の専決事項の項第一号を次のように改める。

一 旅券法の施行に関する次のこと(仙台地方振興事務所長を除く。)

イ 一般旅券発給等申請書の受理(第三条、第十条、第十二条)

ロ 一般旅券の交付(第八条、第十条、第十二条)

ハ 一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理(第十七条)

別表第一 地方振興事務所長の専決事項の項中第三十八号を第三十九号とし、第二号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 県の発行する印刷物の販売に関する規則第三条の規定による印刷物の販売(仙台地方振興事務所長を除く。)

別表第一 宮城大学長の専決事項の項を削る。

別表第三 各地域事務所長の専決事項の項第二号へ中「支出命令」の下に、「地方振興事務所長の地域事務所長を除く。」を加える。

別表第四 地方振興事務所長の専決事項の項第三号を次のように改める。

三 採石法第三十二条の十三の規定による緊急措置命令等

別表第四 地方振興事務所長の専決事項の項第五号を次のように改める。

五 旅券法の施行に関する次のこと。

イ 一般旅券発給等申請書の受理(第三条、第十条、第十二条)

ロ 一般旅券の交付(第八条、第十条、第十二条)

ハ 一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理(第十七条)

別表第四 地方振興事務所長の専決事項の項第六号を削り、同項第七号中「次のこと」の下に、「(栗原地域事務所長に限る。)」を加え、同号中イから八までを削り、二をイとし、ホからチまでを削り、リをロとし、又をハとし、ルからカまでを削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 電気工事業の業務の適正化に関する法律第十七条第一項の規定による電気工事の施工の差止め

令

別表第四 地方振興事務所長の専決事項の項第八号を次のように改める。

ハ 一件の補助金額五百万円以上千万円未満の農地等災害復旧事業に係る指令前着工の承認

別表第四 地方振興事務所長の専決事項の項中第九号から第二十九号までを削り、第三十号を第九号とし、同項第三十一号イ中「起工額一件」の下に、「二億円以上」を加え、同号中八からホまでを削り、同号を同項第十号とし、同項第三十二号を同項第十一号とし、同項第三十三号中「に係る」を、「のうち事業費四千万円(災害復旧にあつては、査定事業費二千万円)以上のもの」に改

め、同号を同項第十二号とし、同項第三十四号から第三十六号までを削り、同項第三十七号を次の

ように改め、同号を同項第十三号とする。

三十七 工事の施行及び施設の維持管理に係る不動産登記法(平成十六年法律第二百一十三号)に基づく登記の嘱託(地域事務所長の農業農村整備部長の専決に係るものを除く。)

別表第四 地方振興事務所長の専決事項の項中第三十八号を削り、第三十九号を第十四号とし、第四十号から第五十号までを削り、同表総務部長の専決事項の項第一号及び第三号から第五号までの規定中「次のこと」の下に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同

項第六号中「交換」の下に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第七号中「決定」の下に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第八号中「支出命令」の下に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同表農業振興部長の専決

事項の項第三号中「農業改良資金助成法」の下に、「(昭和三十一年法律第二百一十号)を、「次のこと」の下に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同号イ中「農業改良資金貸付規

則」(「の下に、「平成十四年宮城県規則第百号」)を加え、同項第七号中「次のこと」の下に、「イ、ロ、

チ及びリにあつては、地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第九号中「次のこと」の下に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第十号中「指導」の

下に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第十二号中「変更の承認」の

下に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第十四号中「次のこと」の下

に、「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第十五号中「公有水面埋立法に

基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限る」を、「所管の工事及び維持管理施

設に係るもの」に限り、公有水面埋立法に基づくもの及び地域事務所長の専決事項に係るものを除く

に改め、同表畜産振興部長の専決事項の項第一号及び第二号中「受理」の下に、「(地域事務所長の専

決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第三号から第六号までの規定中「次のこと」の下に、「(地

域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第七号及び第八号中「立入検査」の下に

「(地域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第九号中「次のこと」の下に、「(地

域事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第一号中「次のこと」の下に、「(地域

事務所長の専決事項に係るものを除く。)」を加え、同項第二号中「国土土地改良事業負担金等徴収

条例」の下に、「(昭和三十四年宮城県条例第三十六号)を、「減免」の下に、「(地域事務所長の専決事

項第五号中「限る」を、「限り、かつ、地域事務所長の専決事項に係るものを除く」に改め、同項第

六号中「地すべり等防止法施行条例」の下に、「平成十二年宮城県条例第七十九号」を加え、「限り」を「限り、かつ、地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。」に改め、同項第十号中「次のこと」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十一号中「を除外」を「及び地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。」に改め、同項第十二号中「次のこと」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十三号中「委託」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十四号中「確認調査」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十五号中「公有水面埋立法に基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限る」を「所管の工事及び維持管理施設に係るもの限り、公有水面埋立法に基づくもの及び地域事務所の事業担当区域に係るものを除く」に改め、同項第十六号中「土地改良登記令」の下に、「昭和二十六年政令第四百十六号」を「申請」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十八号中「確認」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十九号中「締結」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第二十号中「限る」を「限り、かつ、地域事務所の事業担当区域に係るものを除く」に改め、同項第四号中「次のこと」の下に、「(イ)から八まで及びチからツまでにあつては、地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第六号中「係るもの」の下に、「及び地域事務所の事業担当区域に係るもの」を加え、同項第七号中「次のこと」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第八号及び第九号中「係るもの」の下に、「及び地域事務所の事業担当区域に係るもの」を加え、同項第十号中「及び県立自然公園松島の区域に係るもの」を「県立自然公園松島の区域に係るもの及び地域事務所(地域事務所)の事業担当区域に係るもの」に改め、同項第十一号中「次のこと」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十二号及び第十三号中「委託」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十四号中「確認調査」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十五号中「公有水面埋立法に基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限る」を「所管の工事及び維持管理施設に係るもの限り、公有水面埋立法に基づくもの及び地域事務所(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く」に改め、同項第十七号中「確認」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第十八号中「締結」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同表地域事務所に置かれる総務部長の専決事項の項第二号及び第三号中「次のこと」の下に、「(栗原地域事務所)の総務部長に限る。」を加え、同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第一号中「第九十四条の四」を「第九十四条の四の二」に改め、同表地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項第十六号を削る。

別表第九を削り、別表第八を別表第九とし、別表第七を別表第八とする。

別表第六保健所の地域保健福祉部長及び保健部長の専決事項の項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法の施行に関する次のこと(育成医療に係るものに限る。)

イ 支給の認定(第五十四条)

ロ 自立支援医療機関の決定(第五十四条)

ハ 医療受給者証の交付(第五十四条)

ニ 支給認定の変更の認定(第五十六条)

ホ 支給認定の取消(第五十七条)

ヘ 申請内容変更の届出の受理(障害者自立支援法施行令(以下この号において「政令」といふ。)(第三十二条)

ト 医療受給者証の再交付(政令第三十三条)

別表第六仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十五号中「八及び」を「から」に改め、「にあつては知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた工場又は事業場に係るものを除き、二」及び「及び揮発性有機化合物排出施設に係るもの」を削り、同号口中「第十条」の下に、「第十七条の十二」を加え、同項第三十六号中「及びハ」を「ハ及びニ」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加え、同表を別表第七とする。

ハ 事故時の届出の受理(第十四条の二)

別表第五保健福祉事務所の地域事務所長(地域事務所)の専決事項の項第一号を削り、同項第二号中ホを削り、ヘをホとし、トを削り、チをへとし、リからルまでをトからリまでとし、ヲを削り、ヅを又とし、力をルとし、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、同項第四号中ホ及びヘを削り、トをホとし、同号中「報告の請求及び立入検査並びに」を削り、同号中チをへとし、リを削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、第六号を第四号とし、同表保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項第四号中「次のこと」の下に、「二及びホにあつては、地域事務所(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第五号中「次のこと」の下に、「(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同項第六号中「次のこと」の下に、「(イ)から八まで及びホにあつては、地域事務所(地域事務所)の事業担当区域に係るものを除く。」を加え、同号八を次のように改める。

ハ 母子生活支援施設の長に対する報告の請求及び立入検査(第四十六条)

別表第五保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項第六号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 保育所を設置する市町村及び保育所（市の区域に所在する市町村以外の者が設置する保育所を除く。）の長に対する報告の請求及び立入検査（第四十六条）

別表第五保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項第七号中「次のこと」の下に「（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）」を加え、同号子中「母子及び寡婦福祉法施行細則」の下に「（昭和四十年宮城県規則第二十一号）」を加え、同表を別表第六とする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第三条関係）

- 県税事務所の地域事務所長
- 一 宮城県県税条例第二条の規定により県税事務所に委任された事項に関する次のこと。
 - イ 県税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「徴収金」という。）の徴収
 - ロ 自動車税に係る徴収金の賦課
 - ハ 自動車税に係る過料の徴収及び納額告知
 - ニ 軽油引取税に係る免税の手続
 - ホ 地方税法（以下この号において「法」という。）第十七条の二の規定による過誤納金の充当
 - ヘ 法第二十条の四の規定による囑託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収
 - ト 法第二十条の十の規定による証明書の交付
 - 二 産業廃棄物税条例（平成十六年宮城県条例第十九号）第十八条第一項の規定により県税事務所に委任された事項に関する次のこと。
 - イ 産業廃棄物税に係る徴収金の徴収
 - ロ 産業廃棄物税に係る過料の徴収
 - 三 県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）第十条の規定による減免処分の決定及び通知（自動車税に限る。）

別表第十の次に次の一表を加える。

別表第十一（第三条関係）

- 水産技術総合センターの気仙沼水産試験場長及び内水面水産試験場長
- 一 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結
 - 二 県と県以外の者が共同して行う研究開発に関する契約の締結
 - 三 県以外の者と技術情報を交換する場合における当該情報の秘密の保持に関する契約の締結

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。